

一、相关新法令、新政策

● 关于集中开展安全生产大检查的通知

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2013〕16号
 【发布日期】2013-06-09
 【出台背景】日前，接连发生多起重特大事故，暴露出一些地方和企业安全意识淡薄，隐患排查治理不认真，安全责任不落实，安全监管不到位，打击非法违法和治理违规违章行为不得力等问题。为深刻吸取事故教训，切实加强安全生产工作，经国务院同意，定于2013年06月至09月底，在全国集中开展安全生产大检查。

【内容提要】根据该通知：

检查范围
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全国所有地区、所有行业领域，所有生产经营企事业单位和人员密集场所； ▪ 重点检查煤矿、矿山、危险化学品、道路交通、建筑施工、电力、特种设备、食品药品加工等行业领域。
检查内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点行业领域“打非治违”和专项整治情况 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 危险化学品：生产、储存、运输、使用、废弃等各环节隐患排查治理情况；对油库、港区等重点区域危险工艺、危险产品和重大危险源的监控情况。 ➢ 消防：各单位都要进行消防安全检查，以人员密集场所及劳动密集型企业的生产加工车间和员工集体宿舍、高层地下建筑和“三合一”、“多合一”场所（住宿与生产、仓储、经营一种或一种以上使用功能违章混合设置在同一空间内的建筑）为重点，开展消防安全专项整治，重点检查消防行政许可、消防安全责任制落实、日常防火检查巡查、建筑消防设施和安全出口及疏散通道是否符合要求、应急疏散预案制定及演练情况。 ➢ 道路交通：开展货车违法行为“大排查、大教育、大整治”专项行动情况。 ➢ 建筑施工：加强施工现场安全管理，排查治理起重机、物料提升机、施工升降机、吊笼、脚手架等设施设备安全隐患；落实防坠落、物体打击、触电、倒塌措施情况；查处违反法定建设程序和违法分包、转包、挂靠等行为情况。

一、関連する新法令、新政策

● 安全生産徹底検査の集中実施に関する通知

【発布機関】国务院弁公庁
 【発布番号】国弁発明電〔2013〕16号
 【発布日】2013-06-09
 【発布背景】先頃、重大特大事故が連続で発生し、一部地方および企業の安全意識の希薄、危険性逐一調査管理の不十分、安全責任の不徹底、安全管理監督の不十分、不法違法行為の取締りおよび規則制度違反行為の管理の不徹底などの問題が浮き彫りになった。事故の教訓を十分に活かし、安全生産作業を的確に強化するため、国务院の同意を得て、2013年6月から9月末まで、全国において安全生産徹底検査を集中実施する。

【概要】本通知によると、以下の通りである。

検査範囲
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全国の全ての地域、全ての業界分野、全ての生産経営企業、事業組織および人員が密集する場所。 ▪ 炭鉱、鉱山、危険化学品、道路交通、建築施工、電力、特種設備、食品薬品加工などの業界分野を重点的に検査する。
検査内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点業界分野の「不法違法生産経営活動の取締り」および個別取締りの状況 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 危険化学品：生産、保管、輸送、使用、廃棄などの各段階における危険性の逐一調査管理状況。オイルタンク、港湾区などの重点区域の危険作業、危険製品および重大危険源に対するモニタリング状況。 ➢ 消防：各企業は消防安全検査を行わなければならない、人員が密集する場所および労働集約型企業の生産加工作業場、従業員の集団宿舍、高層・地下建築と「3機能」、「多機能」を備えた場所（宿舍と生産、保管、経営の一つまたはそれ以上の使用機能が規則違反して同一空間に混在する建物）を重点に、消防安全の個別取締りを実施し、消防行政许可、消防安全責任制の徹底、日常防火検査巡視点検、建築消防設備施設と安全出口および避難経路に関する要求への合致、応急避難方案の制定および予行演習の状況の重点検査を実施するものとする。 ➢ 道路交通：貨物自動車の違法行為に対する「検査、教育、取締りの徹底」の個別キャンペーンの実施状況。 ➢ 建築施工：施工現場の安全管理の強化、クレーン、物資輸送用リフト、施工用リフト、ゴンドラ、足場などの施設設備の危険性の逐一調査管理。墜落、打撃、感電、倒壊防止措置の徹底状況。法定建設手順への違反および不法下請け、一括下請け、名義借りなどの行為の取締り状況。

- 食品藥品加工：涉及危險化學品使用設施、設備、安全附件的安全檢查情況，重點部位自動監控、洩露檢測報警、通風、防風防爆設施設置維護及運行情況。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2013-06/10/content_2424078.htm

- 食品藥品加工：危險化學品使用にかかわる施設、設備、安全備品の使用に関する安全検査状況。重点部位の自動モニタリング、漏洩検知警報、換気、防風防爆施設の設置保守および運行状況。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2013-06/10/content_2424078.htm

● 关于修改《中华人民共和国外资保险公司管理条例》的决定

【发布单位】国务院
 【发布文号】国务院令 第 636 号
 【发布日期】2013-05-30
 【实施日期】2013-08-01
 【内容提要】根据该决定，国务院对 2002 年 02 月 01 日开始实施的《中华人民共和国外资保险公司管理条例》作出如下修改：

- 第七条第一款修改为：“合资保险公司、独资保险公司的注册资本最低限额为 2 亿元人民币或者等值的自由兑换货币；其注册资本最低限额必须为实缴货币资本。”删除了“外国保险公司的出资，应当为自由兑换货币”的内容。
- 第二款修改为：“外国保险公司分公司应当由其总公司无偿拨给不少于 2 亿元人民币或者等值的自由兑换货币的营运资金。”对原“不少于 2 亿元人民币等值的自由兑换货币”的表述进行了修改。

从两项修改内容来看，外国保险公司的出资和营运资金拨给，从仅允许使用其他货币，修改为使用人民币以及其他货币都可。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201306/20130600387866.shtml>

● 「中華人民共和國外資保險會社管理條例」の改正に関する決定

【発布機関】国务院
 【発布番号】国务院令 第 636 号
 【発布日】2013-05-30
 【実施日】2013-08-01
 【概要】本決定によると、国务院は 2002 年 2 月 1 日から施行している「中華人民共和國外資保險會社管理條例」を以下の通り改正した。

- 第七条第一項を、「合併保險會社、獨資保險會社の登録資本最低限度額を 2 億人民元または相当額の自由兌換通貨とする。その登録資本最低限度額は実際に払込まれた貨幣資本でなければならない。」と改正し、「外国保險會社の出資は、自由兌換通貨でなければならない」の内容を削除した。
- 第二項を、「外国保險會社の支社には、本社が 2 億人民元または相当額の自由兌換通貨を下回らない運転資金を無償で支給しなければならない。」と改正し、元の「2 億人民元相当額を下回らない自由兌換通貨」の表現に修正を加えた。

二つの改正内容からみれば、外国保險會社の出資および運転資金支給は、他の通貨の使用のみを認めるから人民元および他の通貨のいずれの使用も認めるに改正された。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201306/20130600387866.shtml>

● 关于适用《中华人民共和国保险法》若干问题的解释（二）

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释〔2013〕14 号
 【发布日期】2013-05-31
 【实施日期】2013-06-08
 【内容提要】该司法解释共计 21 条，具体规范了保险合同一般规定部分的有关法律适用问题。根据该司法解释：

关于不同投保人是否就同一保险标的分别投保的问题

- 财产保险中，不同投保人可就同一保险标

● 「中華人民共和國保險法」の適用に関する若干事項についての解釈（二）

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法释〔2013〕14 号
 【発布日】2013-05-31
 【実施日】2013-06-08
 【概要】本司法解释は 21 条から成り、保險契約の一般規定部分に関する法律適用問題を具体的に規範化した。本司法解释によると、以下の通りである。

異なる保險契約者による同一の保險対象に対する個別の保險加入の可否に関する問題

- 財産保險において、異なる保險契約者は同一の

<p>的分别投保，保险事故发生后，被保险人应当在其保险利益范围内依据保险合同主张保险赔偿。</p>
<p>关于保险实务中保险业务员代投保人签名而引发的合同效力问题</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保险人或者保险人的代理人代为签字或者盖章的，对投保人不生效，除非投保人已经交纳保险费。
<p>关于投保人告知义务的范围问题</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 投保人的告知义务限于保险人询问的范围和内容。当事人对询问范围及内容有争议的，保险人负举证责任。
<p>关于保险人的提示义务</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 通过网络、电话等方式订立的保险合同，保险人以网页、音频、视频等形式对免除保险人责任条款予以提示和明确说明的，人民法院可以认定其履行了提示和明确说明义务。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201306/t20130609_185248.htm

<p>保険対象に対し個別に保険加入することができ、保険事故が発生した場合、被保険者は自己の被保険利益の範囲内で保険契約に基づき保険賠償を主張しなければならない。</p>
<p>保険実務において保険業務担当者が保険契約者の署名代行を行った場合の契約効力に関する問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険者（保険会社）または保険者の代理人が署名または捺印を代行した場合、保険契約者が保険料を既に支払った場合を除き、保険契約者に対する効力は発生しない。
<p>保険契約者の告知義務の範囲に関する問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約者の告知義務は保険者が質問した範囲および内容に限られる。当事者に質問範囲および内容について異議がある場合、保険者は立証責任を負う。
<p>保険者の提示義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ インターネット、電話などの方式で締結する保険契約は、保険者がウェブサイト、音声、画像などの形式で保険者の責任を免除する条項について提示および明確な説明を行った場合、人民法院はそれが提示および明確な説明の義務を履行したものと認定することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201306/t20130609_185248.htm

● **关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点增值税一般纳税人资格认定有关事项的公告**

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 28 号
【发布日期】2013-05-31
【实施日期】2013-08-01
【内容提要】根据该公告，营业税改征增值税（以下简称“营改增”）试点纳税人增值税一般纳税人资格认定有关事项如下：

<p>增值税一般纳税人资格认定范围</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 适用于交通运输业和部分现代服务业营改增试点纳税人，即已完成税制转换的试点地区、试点行业和即将进行税制转换的试点地区、试点行业。
<p>增值税一般纳税人资格认定标准及办法</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 营改增试点实施前： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 已取得增值税一般纳税人资格并兼有应税服务的试点纳税人，不需要重新认定，由主管税务机关制作、送达《税务事项通知书》，告知纳税人。 ➢ 除上述规定的情形外，营改增试点实施前应税服务年销售额满 500 万元的试点纳税人，应向国税主管税务机关申请办理增值税一般纳税人资格认定手续；不满 500 万元的试点纳税人，可以申请增值税一般纳税人资格认定。 ➢ 试点纳税人增值税一般纳税人资格认

● **交通運輸業および一部現代サービス業の營業稅から増値稅への一本化試行に伴う増値稅一般納稅者資格認定關連事項に関する公告**

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2013 年第 28 号
【発布日】2013-05-31
【実施日】2013-08-01
【概要】本公告によると、營業稅から増値稅への一本化（以下、「一本化」という）試行納稅者の増値稅一般納稅者資格認定に関する事項は以下の通りである。

<p>増値稅一般納稅者資格の認定範圍</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通運輸業および一部現代サービス業の一本化試行納稅者、すなわち既に稅制轉換を完了した試行地域、試行業界およびこれから稅制轉換を行う試行地域、試行業界に適用する。
<p>増値稅一般納稅者の資格認定基準および方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一本化試行実施前： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 増値稅一般納稅者資格を取得済みで課稅サービスを兼ね備えた試行納稅者は、改めて認定を受ける必要はなく、主管稅務機關が「稅務事項通知書」を作成、送達して、納稅者に告知する。 ➢ 上記に定められた状況の他、一本化実施前に課稅サービスの年間売上げが 500 万元に達している試行納稅者は、国税主管稅務機關に対し増値稅一般納稅者資格認定手続きの申請を行う必要がある。500 万元に満たない試行納稅者は、増値稅一般納稅者資格認定を申請することができる。 ➢ 試行納稅者の増値稅一般納稅者資格認定

定具体办法可以由各地根据《增值税一般纳税人资格认定管理办法》(国家税务总局令第 22 号)和本公告制定,并报国家税务总局备案。

- 营改增试点实施后:
 - 试点纳税人应按照国家税务总局令第 22 号及其相关规定,办理增值税一般纳税人资格认定。
 - 试点纳税人兼有销售货物、提供加工修理修配劳务以及应税服务的,应分别计算年应税销售额,分别适用于增值税一般纳税人资格认定标准。

【法令全文】请点击以下网址查看:
关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点增值税一般纳税人资格认定有关事项的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12324043.html>
关于《交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点增值税一般纳税人资格认定有关事项的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12324027.html>

の具体的な方法は、各地で「增值税一般纳税人資格認定管理弁法」(国家稅務總局令第 22 号)および本公告に基づいて制定し、国家稅務總局への届出を行うことができる。

- 一本化試行実施後:
 - 試行納税者は国家稅務總局令第 22 号およびその関連規定に基づき、増値稅一般納稅者資格認定を行わなければならない。
 - 試行納税者が商品販売、加工修理補修役務の提供および課稅サービスを兼ね備える場合、個別に年間課稅売上高を計算し、個別に増値稅一般納稅者資格認定基準を適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
交通運輸業および一部現代サービス業の營業稅から増値稅への一本化試行に伴う増値稅一般納稅者資格認定関連事項に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12324043.html>
「交通運輸業および一部現代サービス業の營業稅から増値稅への一本化試行に伴う増値稅一般納稅者資格認定関連事項に関する公告」に関する解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12324027.html>

● 清洁生产评价指标体系编制通则(试行稿)

【发布单位】国家发展和改革委员会、环境保护部、工业和信息化部
【发布文号】2013 年第 33 号公告
【发布日期】2013-06-05
【实施日期】2013-06-05
【出台背景】为加快形成统一、系统的清洁生产技术支撑体系,国家发展和改革委员会、环境保护部以及工业和信息化部等有关部门对已发布的清洁生产评价指标体系、清洁生产标准、清洁生产技术水平评价体系进行整合修编,并组织编制了《清洁生产评价指标体系编制通则(试行稿)》。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/2013gg/t20130613_545325.htm

● 26 项安全生产行业标准目录

【发布单位】国家安全生产监督管理总局
【发布文号】国家安全生产监督管理总局公告 2013 年第 13 号
【发布日期】2013-06-08
【实施日期】2013-10-01
【内容提要】26 项安全生产行业标准中,包括《职业病危害评价通则》、《建设项目职业病危害预评价导则》、《建设项目职业病防护设施设计专篇编制导则》、《建设项目职业病危害控制效果评价导则》等。

● クリーン生産評価指標体制編制通則(試行案)

【発布機関】国家發展改革委員会、環境保護部、工業情報化部
【発布番号】2013 年第 33 号公告
【発布日】2013-06-05
【実施日】2013-06-05
【発布背景】統一的、系統的なクリーン生産技術支持体制の確立を加速するため、国家發展改革委員会、環境保護部および工業情報化部などの関係部門は、既に発布済みのクリーン生産評価指標体制、クリーン生産基準、クリーン生産技術水準評価体制について整合性の調整を行い、「クリーン生産評価指標体制編制通則(試行案)」を作成した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbgg/2013gg/t20130613_545325.htm

● 26 項目の安全生産業界基準目錄

【発布機関】国家安全生产監督管理總局
【発布番号】国家安全生产監督管理總局公告 2013 年第 13 号
【発布日】2013-06-08
【実施日】2013-10-01
【概要】26 項目の安全生産業界基準には、「職業病危害評価通則」、「建設項目職業病危害事前評価導則」、「建設項目職業病防護施設設計個別作成導則」、「建設項目職業病危害抑制効果評価導則」などが含まれる。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0613/210025/content_210025.htm

- [关于公布《通关作业无纸化报关单证电子扫描文件格式标准》及《通关作业无纸化企业存单准入标准》](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】总署公告〔2013〕29号
【发布日期】2013-05-28
【实施日期】2013-06-01
【出台背景】为深入推进通关作业无纸化改革，规范通关作业无纸化企业上传报关单证电子扫描文件和开展企业存单的行为，海关总署制定了《通关作业无纸化报关单证电子扫描文件格式标准》和《通关作业无纸化企业存单准入标准》。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info431680.htm>

- [关于劳动人事争议仲裁委托代理人的暂行规定（上海）](#)

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局
【发布文号】沪人社仲〔2013〕166号
【发布日期】2013-04-02
【实施日期】2013-04-02
【内容提要】根据该通知，仲裁当事人、法定代理人可以委托一至二人作为仲裁代理人。下列人员可以被委托为仲裁代理人：

- 律师、基层法律服务工作者；
- 劳动者的近亲属或者用人单位的工作人员；
- 当事人所在社区、单位以及有关社团推荐的公民。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/ldgx/201306/t20130609_1148808.shtml

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0613/210025/content_210025.htm

- [「通関作業ペーパーレス化通関書類電子化取り込み文書様式基準」および「通関作業ペーパーレス化企業書類保管参入基準」の公布について](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】総署公告〔2013〕29号
【発布日】2013-05-28
【実施日】2013-06-01
【発布背景】通関作業のペーパーレス化改革を更に推進し、通関作業ペーパーレス化企業の通関書類電子化取り込み文書のアップロードおよび書類保管の規範化のため、税関総署は「通関作業ペーパーレス化通関書類電子化取り込み文書様式基準」および「通関作業ペーパーレス化企業書類保管参入基準」を制定した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info431680.htm>

- [労働人事紛争仲裁委託代理人に関する暫定規定（上海）](#)

【発布機関】上海市人的資源社会保障局
【発布番号】滬人社仲〔2013〕166号
【発布日】2013-04-02
【実施日】2013-04-02
【概要】本通知によると、仲裁当事者、法定代理人は 1~2 名に委託して仲裁代理人を立てることができる。以下の人員は仲裁代理人として委託を受けることができる。

- 弁護士、末端組織法律サービス従業者。
- 労働者の近親者または雇用主の職員。
- 当事者が所属する地域、企業および関係社会団体が推薦する公民。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/ldgx/201306/t20130609_1148808.shtml

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [《中华人民共和国税收征收管理法修正案（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，国务院法制办公室发布了关于[《中华人民共和国税收征收管理法修正案（征求意见稿）》](#)，公开征求意见（截止日期：2013年07月07日）。该征求意见稿主要包括以下内容：

与有关法律相衔接
<ul style="list-style-type: none"> 与行政强制法相衔接，将“滞纳金”更名为“税款滞纳金”，与行政强制法中的滞纳金相区别，并完善税收行政强制执行程序和费用承担规定； 与刑法修正案（七）相衔接，将“偷税”改为“逃避缴纳税款”，并增加“漏税”的相关规定； 与行政许可法相衔接，明确注册税务师和税务师事务所的法律地位。
规定相关信息报告义务，加大税源监控力度
<ul style="list-style-type: none"> 规定政府部门和有关单位应当及时向税务机关提供所掌握的涉税信息； 明确银行和其他金融机构应该提供的涉税信息范围； 规定涉税信息管理具体办法由国务院制定。
增加对个人纳税人的税收征管规定，加大征管力度
<ul style="list-style-type: none"> 规定个人办理税务登记、税务机关建立纳税人识别号制度； 将税收保全、强制执行的范围由“从事生产经营的纳税人”扩大到包括自然人在内的所有纳税人； 规定可以对个人取得收入单位与纳税相关的账簿和资料进行税务检查。

（摘自国务院法制办公室网站；2013年06月07日发布）

● [涉及2008年前后的经济补偿金分段计算问题的“小工具”](#)

员工离职时，企业常面临是否需要支付经济补偿金、经济补偿金如何计算、是否分段计算、是否封顶计算等问题。由于经济补偿金问题所涉及的规定较为纷繁复杂，律师现根据《劳动合同法》、《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》、《违反和解除劳动合同的经济补偿办法》、《上海市劳动合同条例》、《上海市高级人民法院关于适用〈劳动合同法〉若干问题的意见》等规定，以上海地区为例，将经济补偿金的法定支付情形与计算方法总结成下表，作为离职管理时经济补偿金计算的参考“小工具”。

《劳动合同法》实施（2008年01月01日）

● [「中华人民共和国税收征收管理法修正案（意见募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国务院法制办公室は「[中华人民共和国税收征收管理法修正案（意见募集案）](#)」を發布し、パブリックコメントを募集している（締め切りは2013年7月7日である）。本意見募集案には、主に以下の内容が含まれる。

関係法令との相互リンク
<ul style="list-style-type: none"> 行政強行法と相互にリンクさせ、「滞纳金」を「税金滞納金」と改名して、行政強行法における滞納金と相互に区別し、租税行政強制執行手順および費用負担に関する規定を整備した。 刑法修正案（七）と相互にリンクさせ、「脱税」を「納税逃避」と改め、「脱税」に関する規定を追加した。 行政許可法と相互にリンクさせ、公認税理士および税理士事務所の法的地位を明確にした。
関連情報報告義務を定め、税源監視力を強化した
<ul style="list-style-type: none"> 政府部門および関係機関は把握した税務関連情報を速やかに税務機関へ提供しなければならないと定めた。 銀行およびその他の金融機関が提供しなければならない税務関連情報の範囲を明確にした。 税務関連情報の管理に関する具体的な方法は国务院が制定すると定めた。
個人納税者の租税徴収管理に関する規定を追加し、徴収管理力を強化した
<ul style="list-style-type: none"> 個人の税務登記、税務機関の納税者識別番号制度の構築を定めた。 税收保全、強制執行の範囲を「生産經營に従事する納税者」から自然人を含む全ての納税者へ拡大した。 個人が収入を得ている対象企業の納税に関する帳簿および資料に対し税務検査を行うことができると定めた。

（2013年6月7日付の国务院法制办公室ウェブサイトより抜粋）

● [2008年の前後における経済補償金の分割計算問題に関する「ツール」](#)

従業員の離職に際し、企業はしばしば経済補償金の支払いの要否、経済補償金の計算方法、分割計算の有無、上限付き計算の有無などの問題に直面する。経済補償金問題にかかわる規定は多くて複雑であるため、筆者は「労働契約法」、「労働紛争案件の審理に適用する法律の若干問題についての最高人民法院による解釈（四）」、「労働契約の違反および解除に関する経済補償弁法」、「上海市労働契約条例」、「『労働契約法』適用の若干問題に関する上海市高级人民法院の意見」などの規定に基づき、上海地区を例に、離職管理における経済補償金計算の参考「ツール」として、経済補償金支払いの法定事由と計算方法を以下の表にまとめた。

「労働契約法」実施（2008年1月1日）の前後では、

前后，经济补偿金需要分段计算后再累加：

經濟補償金を分割計算した上で合算する必要がある。

离职的情形 (原因)	是否需要支付?		封顶规则	
	2008 年 01 月 01 日后 ¹	2008 年 01 月 01 日前	2008 年 01 月 01 日后	2008 年 01 月 01 日前
	劳动者提出 协商解除	X		X
用人单位提出 协商解除	○	○	○ ¹	○ ²
劳动者以用 人单位存在 过失 ² 为由 解除	○	○		
劳动者以用 人单位存在 过失 ³ 为由 解除	X		X	
用人单位以 劳动者不能 胜任工作为 由解除	○	○	○ ¹	○ ²
用人单位以 劳动者医疗 期满后为由 解除	○	○		
用人单位以 客观情况重 大变化为由 解除	○	○		
经济性裁员	○	○		
劳动合 同终 止	劳动合 同到 期，用 人单 位不 续签， 导致 终止	○	X	X
	用人单 位破 产、被 吊销 营业 执照、 被责 令关 闭、被 撤销、 决定 提前 解散 导致 终止	○	○	
	用人单 位经	○	X	

離職狀況 (原因)	支払いの必要の有無		上限規定	
	2008 年 1月1 日後 ¹	2008 年 1月1 日前	2008 年 1月1 日後	2008 年 1月1 日前
	労働者側都 合の協議解 除	X		X
使用者側都 合の協議解 除	○	○	○ ¹	○ ²
使用者側過 失 ² を理由と した労働者 からの解 除	○	○		
労働者側過 失 ³ を理由と した使用者 からの解 除	X		X	
労働者が業 務に堪えな いことを理 由とした使 用者からの 解除	○	○	○ ¹	○ ²
労働者の医 療期間満了 を理由とし た使用者か らの解除	○	○		
客観状況の 重大な変化 を理由とし た使用者か らの解除	○	○		
経済的リストラ			○ ¹	
労働契約終 了	労働契約の 契約期間満 了、使用 者側不更 新による終 了	○	X	X
	使用者破産、 営業許可証 の取消し、 閉鎖命令、 抹消、繰り 上げ解散の 決定による 終了	○	○	
	使用者の経営	○	X	

¹ 本文中提及的“2008年01月01日后”包含2008年01月01日当日，而“2008年01月01日前”不包含2008年01月01日当日；下同。

¹ 本文における「2008年1月1日後」とは2008年1月1日当日を含み、「2008年1月1日前」には2008年1月1日当日が含まれない。以下同じ。

² 2008年01月01日后是指《劳动合同法》第38条规定的过失，2008年01月01日前是指《上海市劳动合同条例》第31条第(2)项、第(3)项规定的过失。

² 2008年1月1日後の場合は「労働契約法」第38条で定められた過失を指し、2008年1月1日前の場合は「上海市労働契約条例」第31条第(2)項、第(3)項で定められた過失を指す。

³ 2008年01月01日后是指《劳动合同法》第39条规定的过失，2008年01月01日前是指《上海市劳动合同条例》第33条规定的过失。

³ 2008年1月1日後の場合は「労働契約法」第39条で定められた過失を指し、2008年1月1日前の場合は「上海市労働契約条例」第33条で定められた過失を指す。

营期限届满 不再继续经 营				
劳动者退 休、领取养 老保险、死 亡导致终止		X		X

期 間 が 満 了 し、経 営 を 継 続 し な い 場 合				
労働者の定年 退職、年金受 給開始、死亡 による終了		X		X

备注:

- 表格中各符号的含义如下:
 - “X”表示不需要支付或不需要封顶计算。
 - “O”表示需要支付。
 - “O1”表示需要按 2008 年 01 月 01 日后的规定封顶,即:当劳动合同解除或终止前 12 个月劳动者的平均工资高于上海市公布的上年度职工月平均工资 3 倍(2012 年上海市职工平均工资为每月 4,692 元,3 倍即 14,076 元)的,只能以 3 倍为基数计算,并且计算年限最高不超过 12 年。
 - “O2”表示需要按 2008 年 01 月 01 日前的规定封顶,即:经济补偿金计算年限最高不超过 12 年,不受基数封顶的限制。
- 经济补偿金计算公式为:基数*月数。
 - 基数:为“劳动合同解除或终止前 12 个月劳动者的平均工资”,应按劳动者应得工资计算,包括计时工资或者计件工资以及奖金、津贴和补贴等货币性收入,并且不得低于上海市最低工资标准(自 2013 年 04 月 01 日起,上海市最低工资标准调整为每月 1,620 元)。
 - 月数:工作年限每满 1 年支付 1 个月工资;6 个月以上不满 1 年的支付 1 个月;不满 6 个月的支付半个月(2008 年 01 月 01 日前,对不满 6 个月的,上海市规定不支付)。

以上均是法定情形,除此之外,用人单位与劳动者双方也可以依法、合理约定经济补偿金的支付,法律并不禁止。

(里兆律师事务所 2013 年 06 月 13 日整理编写)

備考:

- 表中の符号の意味は以下の通りである。
 - 「X」は、支払いの不要または上限付き計算の不要を示す。
 - 「O」は、支払いが必要であることを示す。
 - 「O1」は、2008 年 1 月 1 日後の規定に基づき上限を設ける必要があることを示す。即ち、労働契約の解除または終了前 12 ヶ月の労働者の平均賃金が上海市の公布する前年度従業員月平均賃金の 3 倍(2012 年の上海市の従業員平均賃金は月 4,692 元であり、3 倍は 14,076 元となる)を超える場合、3 倍を基数として計算し、且つ計算年数が 12 年を超えてはならない。
 - 「O2」は、2008 年 1 月 1 日前の規定に基づき上限を設ける必要があることを示す。即ち、経済補償金の計算年数が 12 年を超えてはならないが、基数の上限に関する制限は受けない。
- 経済補償金の計算公式は基数×月数である。
 - 基数は「労働契約の解除または終了前 12 ヶ月の労働者の平均賃金」であり、労働者が得べき賃金に基づき計算する。これには時間給または出来高給と賞与、手当および補助金などの貨幣収入が含まれ、また上海市の最低賃金基準(2013 年 4 月 1 日から、上海市の最低賃金基準は月 1,620 元に調整されている)を下回ってはならない。
 - 月数は勤務年数が 1 年を満たす毎に 1 ヶ月分の賃金を支払う。6 ヶ月以上 1 年未満の部分については 1 ヶ月分を支払い、6 ヶ月に満たない部分については半月分を支払う(2008 年 1 月 1 日前では、6 ヶ月に満たない部分について、上海市では支払わないと規定されている)。

以上はいずれも法定状況であり、使用者と労働者の双方は経済補償金の支払いについて、別途に法に則り、合理的に取り決めることも可能であり、法律上はこれを禁じていない。

(里兆法律事務所が 2013 年 6 月 13 日付で作成)